

平成●年●月●日 千環地ま発第●号

日本テレビ通り沿道まちづくり協議会設置要綱

(目的)

第1条 本協議会は、地域に住み、働き、学ぶ様々な人々がまちの将来像を地域で共有し、市ヶ谷駅から麴町大通りに繋がる日本テレビ通り沿道の賑わい創出による地域の魅力向上を図るとともに地域の品格ある住宅と先進的な業務商業の調和を目指したまちづくりを推進することを目的とする。

(検討事項)

第2条 協議会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 地域のまちづくりの将来イメージに関すること。
- (2) 地域の課題に関すること。
- (3) 地域の公共施設の整備に関すること。
- (4) その他、地域のまちづくり全般に関すること。

(協議会の構成)

第3条 協議会の委員は、別表のとおりとする。

- 2 本協議会は、前項の委員以外で第2条各号に掲げる事項について協力する必要がある場合は、関係機関等を協議会構成員として指定することができる。

(協議会の組織)

第4条 協議会の組織は次のとおりとする。

- (1) 協議会に座長及び副座長を置く。
- (2) 座長は、委員の互選により、副座長は、座長の指名により選任する。
- (3) 座長は、協議会の会務を総理する。
- (4) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の開催等)

第5条 座長は、必要に応じて協議会を招集し、会議をつかさどる。

- 2 協議会には、必要に応じ関係者が出席することができる。

(部会の設置)

第6条 第2条に掲げる事項を詳細に検討するため、必要に応じて、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員のうちから座長が指名する者で構成する。
- 3 前項に掲げる者のほか、部会には、委員以外の者を部会員として加えることができる。
- 4 部会についての詳細は、別途定める。

(事務局)

第7条 事務局は、千代田区環境まちづくり部地域まちづくり課に置く。

- 2 協議会の庶務は、事務局が処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成●年●月●日から施行する。

別表（第3条関係）

二番町町会
四番町町会
五番町町会
六番町町会
麴町三丁目町会
麴町四丁目町会
九段四丁目町会
日本テレビ通り振興会
日テレ通りまちづくり委員会
市ヶ谷駅周辺まちづくり協議会
学校法人日本大学
麴町学園女子中学校高等学校
学校法人武蔵野大学附属千代田高等学院

公益財団法人日本棋院

日本テレビ放送網株式会社

東京急行電鉄株式会社

学識経験者

千代田区環境まちづくり部

【事務局】 千代田区環境まちづくり部地域まちづくり課